



千葉動力車労働組合

「全面降伏」迫る 藤井運輸大臣発言許すな

怒りの日、5.28を 反撃への転機に！

②

これが本質だ！

反動判決への怒りもさめやらぬ翌29日、藤井運輸大臣は、記者会見で、「話し合いでの解決を目指す上での国労が対応すべき具体的な条件」なるものを提示している。ここには、橋本政権の意志、5・28判決の意図が、かつてなくあからさまに表明されている。時事通信の配信記事によれば、次のとおりである。

藤井運輸大臣は29日午前、閣議後の記者会見で、28日に東京地裁判決が出した国労組合員らに対する採用差別事件について、今後話し合いでの解決を目指す上で国労が対応すべき具体的な条件を示した。内容は、①国労が、従来否定してきた国鉄改革を肯定する機関決定を行う、②JR連合およびJR総連との関係改善に努める、③JR採用差別訴訟で控訴しない、④国鉄時代の不当労働行為責任を引き継ぐとされる国鉄清算事業団を提訴する――が柱。

藤井運輸相は「そういう状況が次々とクリアされた時に政治的に高度な判断がありう

る」と述べ、まず当面は国労の対応を見守るとの考えを表明した。また、国労が国鉄改革を正式に認める方針転換をしない場合は「(JRと国労の)両者の意見が隔たるのだから(和解の)テーブルに着く環境ができていなくすといえない」と述べた。

これを見れば歴然としており、彼らの念頭には、あくまでも国労と国鉄闘争を潰すことが、最大の課題として、どっかりと位置を占めているのだ。少しでも隙があると見れば、叩きのめして根絶やしにしよう構えているということだ。

克服すべき課題

この間国労本部は、「8・30申し入れ」によって、「国鉄改革法を承認する」「JRの発展に寄与する」「(国家的)不当労働行為としてではなく、人道上の観点から解決を求める」等の態度表明を行い、98春闘でも、第一回交渉すら設定されない段階から、「ストライキはやらぬ」との態度表明を行なうなどして、自民党政府に依拠した政治決着方針に全面的に舵を切っていた。

また、事態の認識としても、「政府の動きは積極姿勢」「裁判所も早期抜本的な解決を求めて努力を続けている」「JR内にも健全に労使関係確立への動きが始まっている」「解決の流れはできた」等々、根拠のない浮薄な解説を繰り返して、「勝利判決は間違いない」論を展開し続けてきた。

全面降伏を迫る

しかし、これに対する政府と裁判所の回答は、かくの如くだったのである。「8・30申し入れ」どころか、今度は、「国鉄改革の肯定」「国鉄分割・民営化賛成を機関決定しろ」と迫り、JR総連との関係を改善しろ、この反動判決を控訴せずに受け入れろ、と言うのだ。藤井運輸大臣の言う、④項は、要するにJRとの争いは一切中止することを態度表明し、清算事業団との間だけで解決を図れ、ということだ。つまり、全面降伏を迫っているということだ。怒りで身体が震える思いだ。

しかしこれは、決して、絶対に彼らの強さではない。余裕をなくし、我慢できなくなつて、土壇場の勝負にでてきたということだ。ここをはね返せば、勝利の展望が開けることは間違いない。

この間起きた事態、この間の貴重な教訓を真正面から見すえ、闘いの体制を再構築しよう。復讐復初。このの本質、闘いの初心に立ち還り、断固とした反撃を開始しよう。

仕組まれた判決

そもそも5・28判決は、初めから、きわめて政治的に仕組まれてきたものであった。この間橋本政権が進めてきた政策は、一〇四七名闘争に終止符を打つために、裁判所を媒介として国労に揺さぶりをかけ、国労運動の変質を狙う一方で、闘いの解体に向けたネットワークとなつてJRにも圧力をかけ、和解のテーブルに着かせようというものであった。一方、東京地裁も「司法の独立」などかなぐり捨てて、橋本政権の意をうけたきわめて政治的な立ち回りを繰り返した。こうした一連の事態は、何か、政府や裁判所が、「解決」に向けて動きだしたかのような幻想をたち昇らせて、前述のように、国労本部を翻弄するに至つた。しかし、初めからはつきりしていたように、敵の主眼は、あくまでも国労を潰し、国鉄闘争を潰すことであつたのである。5・28判決は、一切のペールを剥ぎとつて、このの本質を限りなく鮮明にした。

11部判決

北海道・九州事件

民事11部は、昨年5月28日に、国労・清算事業団・JR・中労委の四社による和解を提起し、この提案がJRから拒否されたにもかかわらず、水面下での工作を続け、昨年12月に再びJRに具体的な和解条件まで提示している。テーブルに着くことすら拒否している相手に和解条件を提示するなど、どう考えてもあり得ないことである。しかも、その条件は、「200名から300名の広域採用+金銭解

決。採用方法はJRに委ねる。和解金についてはすでに清算事業団と詰めている」という、闘争の解体的決着を迫る内容であった。

しかし、これすらJRが拒否する状況のなかで民事11部は、労働委員会が認定した不当労働行為の実体審理にも入らないまま、「JRが使用者としての責任を負うか否かの中間判断を行う」と称して5・28の判決日を指定したのである。が、だされた判決は、「中間判決」どころか、JRの使用者責任を全面的に否定し、国労の主張は弊履のごとく却下して、中労委命令を却下する「最終判決」であった。まさにベテンである。

● JR責任の全否定

判決文は、怒りなしには読めないものだ。「採用に関して不当労働行為があつたとしても、その使用者としての責任は、国鉄が負うべきものであつて、設立委員（JR）が負うべきものではない」「設立委員は、採用候補者の選定を決定できる地位にはなかつた」「職員の採用に関する国鉄の立場は、設立委員の補助者、代行者の地位にあつたとは言えない。（そのような）国会答弁は、単に便宜的に用いられたものに過ぎない」「国鉄とJRの間に実質的な同一性があるのかも疑問」「実質的な同一性が肯定されれば、直ちにJRが救済命令の名宛人となるわけではない」「不当労働行為の救済が一定の制約を受ける結果になつたとしてもやむを得ない」「（救済が実質的に否定される結果となつたとしても）憲法やILO条約、

国際人権規約に違反するとは言えない」……等々、国家的不当労働行為の全てを隠べいし、これを契機に、闘いを一気に潰そうという政治的意図に貫かれた判決だ。

19部判決

本州事件

また民事19部も、昨年7月に、国労とJRを両にらみしながら、「採用差別の責任が、即ちJRに帰属するという中労委命令の主張は採用できないが、採用候補者の名簿作成にあつて不当労働行為があつたことをJRの設立委員会が認識していながら、その是正を求めなかつたとすれば、JRの責任が発生する余地がある。だからその点について立証してほしい」という、異例の求釈明を行いながら、国労が、裁判所から求められた立証のために、斎藤英四郎（設立委員長）や杉浦喬也（設立委員／国鉄総裁）等の証人申請を行うと、その全て却下し、今年2月、突然、「国労原告事件（国労VS中労委）」とJR原告事件（JRVS中労委）を分離し、JR原告事件について判決を言い渡す」との判断を行い、しかも5月28日直前に、きわめて意図的に、11部と同日に判決を指定したのである。

● 主意的主張は全否定

結局、だされた判決は、前述の求釈明と同様の論理で、JRの不当労働行為責任が発生する可能性があると述べつつ、突然判断を打ち切つて、「しかしながら、（中労委命令は）救済措置として命ずることができるとする限度を超えている違

法があるといわざるを得ないから、右の各点を審理するまでもなくこれを取り消すほかはない」と、労働委員会命令を全面的に覆したのである。結論だけは先に決めていたとしか言いようがない。まさに、「判決」ならぬ政治的判断だ。

しかも、もう一点肝心なことは、19部の判決は、確かにJRに不当労働行為責任が発生する余地・可能性を残してはいるが、国鉄改革法をタテにとつた「新規採用」論、「採用の自由」論をもつて、「被告（中労委）及び補助参加人（国労）の主意的主張はすべて理由がない」と判断しているように、国労の基本的な主張は、全面的に否定した前提の上になつてのことではない。われわれは、「新規採用」だとか、「採用の自由」だとかいうこと自体絶対に許せない。

「問題解決」とは

以上のとおり、ふたつの判決は、明白に橋本政権の意を受けたものだ。敵は、様々なベテンを弄して、和解だとか、中間判決だとか、JRに責任が及ぶ可能性だとかの幻想を煽つて、闘いの戦列を混乱させ、闘争方針に揺さぶりをかけつつ、結局は、5・28判決をもつて、国鉄分割・民営化攻撃の本質をむきだしにしたのである。

橋本政権は、東京地裁が判決の言い渡しを決定した2月に、期を一にして、「判決を得ることが問題解決の大きな契機となり得ると考えられることから、その機会を生かすため努力する」ことなどをうたった「与党三党合意」を発表

している。しかし、5・28判決と、冒頭の藤井運輸大臣発言は、一切の幻想を吹き飛ばし、政府が言う「問題解決」なるものが、一体いかなることを意味しているのかを、限りなく鮮明にした。橋本政権の「問題解決」とは、問答無用で、全面降伏を迫る攻撃である。

刃は全労働者に

しかも、5・28判決は、単に国労と国鉄闘争だけの問題ではなく、労働委員会制度と労組法そのものを否定し、解体するに等しい、全ての労働者に対する重大な挑戦でもある。東京地裁は、全国の労働委員会が一致して認定したJRの不当労働行為を一刀両断のもとに否定し、永い闘いのなかで確立されてきた不当労働行為救済の法理を覆し、労働者に救済される余地はないと断定したのである。この判決には、労働者の団結と諸権利を奪い尽くそうとする橋本政権の意図が貫かれている。

5・28判決は、今国会に上程されている労基法の抜本的な改悪案や、新ガイドライン関連法Ⅱ有事立法の制定策動とも期を一にした重大な攻撃である。

われわれは、闘いの原点に還り、一〇四七名の解雇撤回闘争の勝利と、全ての労働者の未来のために、反動判決を徹底的に弾劾し、あくまでも政府とJRの責任を追及し、反撃に立ちあがらなければならぬ。

【つづく】